



赤穂市監査委員公表第5号

監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による監査を実施したので、同条第9項の規定より、その結果を次のとおり公表する。

令和3年8月4日

赤穂市監査委員	寺田 榮治
同	西川 浩司

# 令和3年度財政援助団体等監査報告

## 1 監査の概要

- (1) 監査の種類 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）
- (2) 監査の対象 公の施設 赤穂市立野外活動センター  
指定管理者 神姫バスグループ共同事業体  
代表団体 神姫トラストホープ株式会社  
所 管 教育委員会 スポーツ推進課
- (3) 監査の期間 令和3年5月10日から令和3年8月3日まで
- (4) 監査の範囲 令和元年度、令和2年度の施設の管理運営に関する事務及び出納その他の事務
- (5) 主な着眼点
- ア 指定管理者
- (ア) 協定書に則って、適正かつ効果的に業務が履行されているか。
- ① 施設管理業務の実施状況
- ② 施設の利用状況
- ③ 事故防止、安全確保への配慮
- (イ) 協定書に定められた報告書等は適時に提出されているか。
- (ウ) 協定に改善又は変更等の必要は生じていないか。
- (エ) 施設の管理に関する収支にかかる会計経理は適切に行われているか。
- ① 関係帳簿の整備、記帳は適正か。
- ② 証拠書類の整備、保存は適正か。
- イ 所管課
- (ア) 指定管理者への指導監督は適正に行われているか。
- (イ) 業務の履行確認は、事業報告書により適切に行われているか。
- (6) 監査の方法 赤穂市監査基準（令和2年赤穂市監査委員規程第1号）に基づき、公の施設の指定管理者に対して、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況について、関係資料の提出を求め、担当者から説明を聴取し、諸帳簿等について調査・確認するとともに、条例及び協定書等に沿って適正な管理が行われているかに重点をおいて監査を実施した。また、所管部局に対しては、指定管理者への指導監督が適切に行われているかに重点をおいて監査を実施した。

## 2 監査対象の概要

### (1) 指定管理者の概要

名 称	神姫バスグループ共同事業体 代表団体 神姫トラストホープ株式会社 (令和3年4月1日 株式会社 ホープより名称変更)
代 表 者	代表取締役 切原 慎治
住 所	姫路市花田町一本松1番地の1

### (2) 指定管理の内容

施 設 名	赤穂市立野外活動センター	
所 在 地	赤穂市御崎708番地1	
指 定 期 間	平成30年4月1日～令和3年3月31日 (なお、令和3年度から令和5年度についても、引き続き指定管理者として指定を受けている。)	
指 定 管 理 料	8,540,079円 (令和元年度) 8,541,000円 (令和2年度)	
指 定 管 理 に 係 る 収 支 状 況	令和元年度	令和2年度
	収 入 13,991,988円	10,066,570円
	支 出 13,991,988円	10,066,570円
	収 支 0円	0円
利 用 実 績	年間利用者数 (延べ人数)	
	令和元年度	10,132人
	令和2年度	5,377人

### (3) 指定管理の業務範囲

- ア 野外活動センターの使用に関する業務
- イ 野外活動センターの運営に関する業務
- ウ 野外活動センターの施設、設備等の維持管理に関する業務
- エ その他、野外活動センターの管理運営に関し、市長が必要と認める業務

## (4) 収支状況

## ア 令和元年度収支報告書

(単位：円)

項目	計画金額(a)	実績金額(b)	比較増減(b)－(a)
指定管理料	8,500,000	8,540,079	40,079
利用料収入等	1,725,000	1,549,910	△ 175,090
自主事業収入	3,716,790	3,707,430	△ 9,360
その他収入	163,100	194,569	31,469
収入計	14,104,890	13,991,988	△ 112,902
人件費	5,360,000	5,403,514	43,514
事務費	1,122,000	942,965	△ 179,035
管理費	6,104,621	6,071,599	△ 33,022
委託費	550,000	527,340	△ 22,660
被服費	20,000	7,665	△ 12,335
旅費	250,000	199,524	△ 50,476
その他経費 (含自主事業経費)	4,730,000	4,771,739	41,739
租税公課	554,621	565,331	10,710
事業費	926,379	1,573,910	647,531
保険料	106,000	94,644	△ 11,356
運営費(一般管理費)	820,379	1,479,266	658,887
支出計	13,513,000	13,991,988	478,988
収支	591,890	0	△ 591,890

## イ 令和2年度収支報告書

(単位：円)

項目	計画金額(a)	実績金額(b)	比較増減(b)－(a)
指定管理料	8,500,000	8,541,000	41,000
利用料収入等	1,780,000	596,150	△ 1,183,850
自主事業収入	3,767,780	777,350	△ 2,990,430
その他収入	163,100	152,070	△ 11,030
収入計	14,210,880	10,066,570	△ 4,144,310
人件費	5,405,000	5,712,309	307,309
事務費	1,122,000	1,329,496	207,496
管理費	6,220,806	3,003,661	△ 3,217,145
委託費	550,000	532,172	△ 17,828
被服費	10,000	38,781	28,781
旅費	250,000	192,750	△ 57,250
その他経費 (含自主事業経費)	4,857,000	1,653,421	△ 3,203,579
租税公課	553,806	586,537	32,731
事業費	862,194	21,104	△ 841,090
保険料	106,000	137,732	31,732
運営費(一般管理費)	756,194	△ 116,628	△ 872,822
支出計	13,610,000	10,066,570	△ 3,543,430
収支	600,880	0	△ 600,880

### 3 監査の結果

赤穂市立野外活動センターの指定管理者である神姫バスグループ共同事業体代表団体神姫トラストホープ株式会社（旧 株式会社ホープ）における出納、その他関連する事務並びに所管部局であるスポーツ推進課の指定管理者に対する指導監督状況等について監査した結果、施設の目的や基本協定書等に基づき、おおむね適正に施設の管理運営を行なっているものと認められたが、以下のとおり改善を要する事項を記述する。

なお、監査の執行の際見受けられた事務処理上留意すべき軽微な事項は、予備監査において指定管理者及び関係市職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

#### (1) 規則の様式改正について（指摘事項）

「赤穂市立野外活動センターの設置及び管理に関する条例施行規則」の様式第3号について、使用料減免を申請する際には減免理由を明記した申請書を提出することとされているが、様式の変更は指定管理者が作成した実務上の様式にとどまっており、根拠となる規則の改正が行われていなかった。早急に規則改正の手続きを行うこと。